

ちくさええとこ協議会規約

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 役員（第7条―第10条）
- 第3章 総会（第11条―第19条）
- 第4章 会議（第20条―第24条）
- 第5章 会計及び監査（第25条―第27条）
- 第6章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う様々な地域課題に対応するため、年齢や性別、自治会などの枠を越えた地域の多様な主体による地域活動の実践を通して、郷土愛や人と人のつながりの醸成を図るとともに、地域の将来像を地域全体で共有しながら、地域の自主自立を進め、誰もが住みたいまちづくりをめざすことを目的とする。

（名称）

第2条 本会は、ちくさええとこ協議会と称する。

（事務局）

第3条 本会は、本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局をちくさええとこセンター内（宍粟市千種町千草 59-1）に置く。

（区域）

第4条 本会の区域は、宍粟市千種町内とする。

（事業及び活動）

第5条 本会は、第1条に定める目的を達成するために、次の事業及び活動を行う。

- (1) まちづくり計画の策定・改定
- (2) まちづくり計画に基づく事業
- (3) まちづくり計画の推進のために必要な行政機関及び関係団体等との協議・調整・協働
- (4) 地域住民への普及・啓発活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業及び活動

（構成員）

第6条 本会は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 区域内の居住者
 - (2) 区域内の事業者、団体、教育機関等
 - (3) 区域内に在勤、在学する者または、ゆかりのある者で、第1条に定める目的に賛同のうえ、本会の構成員となることを希望する者
- 2 前項第3号に該当する者は、書面により会長に申し出なければならない。
 - 3 会長は、前項の申し出があった場合には、運営委員会で意見を求めることができる。

第2章 役員

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 会計1名
- (4) 自治会理事13名
- (5) 団体理事16名
- (6) 企画委員10名以内
- (7) 監事2名

(役員を選任)

第8条 役員は、第6条に定める構成員の中から、運営委員会が次の基準により選出する。

- (1) 会長は、連合自治会長会の会長経験者とする。
- (2) 副会長は、会長が推薦する。
- (3) 会計は、副会長のうち1名が兼務する。
- (4) 自治会理事は、自治会長とする。
- (5) 団体理事は、別表1に定める団体の代表とする。
- (6) 企画委員は、自治会理事または、団体理事の推薦を受けた者及び公募に応じた者の中から選出する。
- (7) 監事は、自治会理事1名、団体理事1名が兼務する。
- (8) 年度途中において、役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において役員を選出し補充する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補充等による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を遂行する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (4) 自治会理事は、自治会構成員の意向を集約する。
- (5) 団体理事は、各種団体構成員の意向を集約する。
- (6) 企画委員は、自治会理事、団体理事と連携し、運営委員会において諮るべき事項を協議・調整する。
- (7) 監事は、本会の会計事務を監査する。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、自治会から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、各自治会の人口に応じて、別表2の基準により各自治会が選出する。
- 3 代議員は、総会における議題を審議決定する。
- 4 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補充等により各自治会から選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、代議員になることができない。

(総会の開催)

第13条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 代議員の5分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、通常総会は開会の20日前、臨時総会にあっては開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代議員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第 18 条 総会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第 19 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

第 4 章 会議

(正副会長会)

第 20 条 正副会長会は、会長が必要に応じ招集する。

(運営委員会)

第 21 条 運営委員会は、第 7 条に定める者をもって構成する。ただし、運営委員会の出席者は、自治会理事、団体理事にあつては、代理の者とすることができるものとし、企画委員にあつては、企画委員会を代表する者のみとすることができる。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び本会の運営に関する事項を審議する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、第 1 項に規定する者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(企画委員会)

第 22 条 企画委員会は、第 7 条に定める会長、副会長及び企画委員をもって構成する。ただし、企画委員会の出席者は、必要に応じて、企画委員のみとすることができる。

- 2 企画委員会は、運営委員会において諮るべき事項のほか、運営委員会が必要に応じて指示する事項を審議する。
- 3 企画委員会は、会長が招集する。

- 4 企画委員会の議長は、あらかじめ会長が指名した企画委員がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行グループ及び実行委員会)

第23条 本会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、実行グループ及び実行委員会を設置することができる。

2 実行グループ及び実行委員会は、次の者により構成する。

- (1) 各事業の趣旨に賛同する者
- (2) 各事業の趣旨に賛同しサポートを申し出た者
- (3) その他、会長が認める者

3 実行委員会には、実行委員長を置く。また副実行委員長、実行委員会会計等を必要に応じて置くことができる。

(未来会議)

第24条 第1条に定める目的の達成に向けて、多様な人材が集い、意見交換を行う機会として未来会議を開催する。

第5章 会計及び監査

(会計)

第25条 本会の経費は、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(役員等の報酬)

第26条 役員等に対して、予算の範囲内において、報酬を支給することができる。

(監査)

第27条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和7年2月24日から施行する。

(千種まちづくり推進委員会規約の廃止)

2 千種まちづくり推進委員会規約は、令和7年3月31日をもって廃止する。

(財産の引継ぎ)

3 千種まちづくり推進委員会が所有する現預金その他の財産は、令和7年3月31日をもって、ちくさええとこ協議会へ引継ぐ。

別表1（第8条関係）

千種町農会長会、千種民生委員児童委員協議会、宍粟市消防団千種支団、千種町文化協会、子ども会連絡協議会千種支部、ちくさ杉の子こども園PTA、千種小学校PTA、千種中学校PTA、千種高等学校PTA、老人クラブ連合会千種支部、千種ボランティア連絡会、千種更生保護女性会、宍粟市商工会千種支部、スポーツ推進委員会千種支部、宍粟市社会福祉協議会、交通安全協会千種支部

別表2（第12条関係）

各自治会の住民基本台帳人口（4月1日現在）	選出代議員数
50人未満	1名
50人以上100人未満	2名
100人以上150人未満	3名
150人以上200人未満	4名
200人以上250人未満	5名
250人以上300人未満	6名
300人以上350人未満	7名
350人以上400人未満	8名
400人以上450人未満	9名
450人以上	10名